

## 国内新型インフルエンザ発生に備えた医療の確保について

平成 17 年 11 月 30 日

## 1. 基本的事項

新型インフルエンザ発生の際には、同疾患は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に規定する「指定感染症」に指定することとしており、その後の医療体制については、以下の通りとする。

## 2. 各フェーズにおける医療の提供

## (1) フェーズ 4・5（国内パンデミック前）

- 新型インフルエンザの患者（疑い患者を含む。）を診察した医師は、感染症法に基づき都道府県（最寄の保健所）に届け出る。
- 当該フェーズの医療については、封じ込めを目的とすることとし、症状の軽重にかかわらず入院治療を前提とする。当該患者の診療については、原則として感染症指定医療機関（陰圧化が可能な結核病床を有する医療機関を含む。）において行う。
- 診療を担当する医療機関（感染症指定医療機関等の範囲）
  - ① 特定感染症指定医療機関
  - ② 第1種感染症指定医療機関
  - ③ 第2種感染症指定医療機関（陰圧化が可能な病床を有する施設）
  - ④ 陰圧化が可能な結核病床を有する医療機関
- なお、一般の医療機関（「感染症指定医療機関等」以外の医療機関。）に新型インフルエンザ感染が疑われる患者が受診した際には、感染症指定医療機関等を受診するような仕組みを、予め都道府県内で整理しておくこと。
- 上記施設については、概ね2次医療圏に1箇所確保すること。なお、病床だけではなく、医師、看護師等の確保も検討する。

(2) フェーズ6 (国内パンデミック発生)

- 患者数の増加に対応するためフェーズ4及び5における「感染症指定医療機関等」に限定した診療体制を改め、原則としてすべての医療機関において診療を行う。
- パンデミック時には、感染症法における入院勧告等を緩和することとし、入院治療は重症患者及び基礎疾患を持っている感染症患者等を優先する。その他の患者は、外来治療で対応する。
- 診療を担当する医療機関
  - A) 外来診療
    - (ア) 全医療機関
  - B) 入院治療
    - (ア) 感染症指定医療機関等に加えて、医療法に定める公的医療機関（地方公共団体組合病院、国民健康保険組合病院、日本赤十字社病院、済生会病院、厚生連病院、社会福祉法人北海道社会事業協会病院）、国立病院機構、国立大学病院、労働者健康福祉機構における医療機関等を中心に病棟単位で新型インフルエンザ入院患者用の病床を確保する。
- なお、パンデミック時には、入院患者数が、最大10万1千人と推定されるため、都道府県ごとの確保数は別添のとおりとする。

3. その他

地域の医療機能維持の観点から、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の一般外来及び入院に対応しない病院を検討し、確保する。

	最大入院患者数(推計)	病床数	陰圧のみ	特定感染症指定医療機関		第1種感染症指定医療機関		第2種感染症指定医療機関					結核予防法に基づく指定医療機関(結核病床を持つ医療機関)				公的医療機関	国立病院機構	国立大学病院	労働者健康福祉機構	
				施設数	病床数	施設数	病床数	医療機関		左のうち陸上施設有り		医療機関		左のうち陸上施設有り							
								施設数	室数	施設数	病床数	施設数	室数	施設数	病床数						
				施設数	室数	施設数	室数	施設数	室数	施設数	室数	施設数	室数								
全国	101,000	13,967	4,275	3	8	24	45	310	1,201	1,635	701	917	307	4,472	12,279	1,333	3,305	1,377	146	45	43
北海道	4,510	753	134					20	55	80	17	22	14	213	673	48	112	144	7	2	3
青森県	1,160	153	75					4	14	20	12	18	4	42	133	18	57	37	3	1	1
岩手県	1,110	258	98					10	26	38	17	23	13	49	220	21	75	44	4	0	1
宮城県	1,890	166	68					5	20	26	11	14	5	65	140	29	54	38	3	1	1
秋田県	920	119	79					9	23	30	10	10	6	34	89	27	69	25	1	1	1
山形県	970	326	62				1	4	12	16	8	10	1	100	308	20	50	27	2	1	0
福島県	1,680	340	41				1	6	24	34	11	11	10	90	304	13	28	31	2	0	1
茨城県	2,360	256	100				1	10	29	44	17	20	4	75	210	26	78	25	3	1	1
栃木県	1,590	212	40					5	22	26	10	14	3	59	186	10	26	15	2	0	1
群馬県	1,600	145	72					10	33	42	17	18	4	42	103	21	54	20	3	1	0
埼玉県	5,580	313	56				1	4	25	38	12	16	5	89	273	16	38	26	3	0	0
千葉県	4,780	413	199		2	1	1	8	37	42	15	15	10	126	368	66	181	35	4	1	1
東京都	9,700	1,012	335		4	2	4	10	57	88	42	70	21	272	916	104	257	36	4	2	1
神奈川県	6,890	484	230				1	8	44	72	31	54	8	131	410	57	174	35	6	0	2
新潟県	1,950	178	22				1	5	19	52	10	16	4	49	124	4	4	48	3	1	2
富山県	890	127	127					4	12	20	12	20	8	53	107	53	107	19	2	1	1
石川県	940	160	70					4	12	18	6	8	4	54	142	29	62	20	4	1	0
福井県	650	132	76				1	6	13	18	9	12	5	53	112	30	62	12	2	1	1
山梨県	700	122	86				1	6	20	26	10	14	4	30	94	25	70	15	1	1	1
長野県	1,740	146	68					10	28	42	14	22	3	53	104	22	46	49	5	1	0
岐阜県	1,660	174	138					5	22	28	16	16	9	67	146	58	122	31	1	1	0
静岡県	2,980	246	190					11	34	48	22	31	6	73	198	58	159	38	4	1	1
愛知県	5,650	460	150				1	9	45	62	27	32	10	149	396	47	116	52	4	1	2
三重県	1,470	153	137					6	18	20	13	14	7	54	133	50	123	28	4	1	0
滋賀県	1,080	139	69				1	7	28	30	25	27	4	48	107	23	40	20	2	1	0
京都府	2,080	413	61					6	23	30	14	17	11	112	383	16	44	25	4	1	0
大阪府	6,930	1,360	305		2	3	4	5	39	72	29	51	10	347	1,282	91	248	44	4	1	1
兵庫県	4,410	496	38				1	8	42	42	36	36	7	452	452	0	0	49	4	1	2
奈良県	1,140	118	16				1	2	16	16	0	0	1	44	100	14	14	15	2	0	1
和歌山県	840	233	44					6	20	24	12	16	5	83	209	16	28	20	2	0	1
鳥取県	480	85	30					3	10	12	10	12	3	33	73	12	18	11	2	1	1
島根県	600	724	45					7	21	26	8	11	2	256	698	11	34	18	2	1	0
岡山県	1,550	268	60				1	3	16	24	5	10	7	95	242	24	48	26	2	2	2
広島県	2,280	229	60				1	2	21	22	21	22	3	73	205	18	36	34	5	1	1
山口県	1,190	159	6				1	4	26	38	0	0	5	54	119	4	4	27	4	1	1
徳島県	650	117	43					3	9	14	5	6	7	40	103	14	37	17	2	1	0
香川県	810	103	35					4	15	18	9	10	5	31	85	8	25	19	3	1	1
愛媛県	1,180	272	91					9	19	26	7	14	5	77	246	26	77	24	2	1	1
高知県	640	237	53				1	2	9	9	1	1	8	69	226	16	50	15	1	1	0
福岡県	4,020	721	243				1	4	51	64	37	50	12	218	655	72	191	32	6	2	5
佐賀県	690	92	34					5	22	22	14	14	2	24	70	9	20	12	4	1	1
長崎県	1,190	318	200					9	35	38	33	36	13	92	280	57	164	29	3	1	1
熊本県	1,480	344	54				1	2	10	23	46	9	18	90	296	16	34	25	4	1	1
大分県	970	214	17					8	38	44	10	10	2	48	170	5	7	9	3	1	1
宮崎県	930	142	32					7	30	30	14	14	5	59	112	12	18	23	3	1	0
鹿児島県	1,410	186	54					11	29	40	24	30	8	68	146	12	24	22	3	2	0
沖縄県	1,080	149	32					6	15	18	9	12	5	37	131	5	20	11	2	1	0

## 《 医 療 》

### フェーズ3A

#### [指定医療機関の確保]

- ・ 都道府県に対して、フェーズ4、5で新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診療・治療にあたる指定医療機関等の整備を進めるよう要請する。（厚生労働省）

- 感染症指定医療機関の病床を活用する。
- 感染症指定医療機関の状況（2005年（平成17年）10月1日現在）

- 特定感染症指定医療機関数： 3（病床数 8床）
- 第一種感染症指定医療機関： 24（病床数 45床）
- 第二種感染症指定医療機関： 310（病床数1,635床、うち陰圧病床917床）

- 感染症指定医療機関の病床では隔離患者の対応に不足が生じる場合、結核病床のうち陰圧病床の空床を利用する。

#### 結核病床の状況（2005年（平成17年）10月1日現在）

結核病床を有する医療機関数： 307

結核病床数： 12,279床

陰圧病床数： 3,305床

#### [パンデミック時の医療の確保]

- ・ パンデミック期に、最大10万1千人と想定される入院患者を受け入れる医療機関について、都道府県の実情に応じ、公的医療機関等を中心に、リストを作成するよう都道府県に要請する。（例、入院医療機関として、以下の機関において優先的に対応する。）（厚生労働省）

- 感染症指定医療機関及び結核病床をもつ医療機関
- 医療法に定める公的医療機関（自治体立病院、日赤、済生会病院等）
- 国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構における医療機関

- ・ 都道府県に対して、指定医療機関における必要な医療機材、パンデミック時の増床の余地に関して調査を行い、確保に努めるよう要請する（例：PPE、レスピレーター、迅速診断キット、簡易陰圧装置）（厚生労働省）
- ・ 診断、治療、院内感染対策、患者の移送に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周知する。（厚生労働省）
  - 感染性、症例定義等の変更によるガイドラインの見直しを随時行う。
  - トリアージ方針（新型インフルエンザ疑い患者の指定医療機関受診への誘導の仕方）を決定する。
  - 外来の制限、患者受け入れ体制の指針の作成を行う。
- ・ 新型インフルエンザに対する高感度検査キットの開発を促進する。（厚生労働省）
- ・ 都道府県及び医療機関、その他関係機関と協力し、国内発生を想定したシミュレーション演習を行う。（厚生労働省）

#### [医療体制の再確認]

- ・ 児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討しておくよう、都道府県に要請する。（厚生労働省）
- ・ 国立大学付属病院において対応できる患者数、患者対応マニュアルの作成、初期診療体制の整備状況を調査する。（文部科学省）

#### [その他]

- ・ パンデミック時の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について検討を行う。（厚生労働省）
- ・ 都道府県に対して、火葬場の処理能力についての把握・検討を行っておくよう要請する。（厚生労働省）

### フェーズ3B

#### [パンデミック時の医療の確保]

- ・ パンデミック時において、最大10万1千人と想定される入院患者について、公的病院等を中心として、事前に病床確保手段を決定しておくよう、都道府県に要請する。（厚生労働省）

#### [高病原性鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応]

- ・ 感染鳥類との接触があり罹患が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、抗インフルエンザウイルス薬の投与による治療を勧奨する。(厚生労働省)
- ・ 検体は国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。(厚生労働省)
- ・ 「高病原性鳥インフルエンザ」の届出基準の確認、必要に応じて見直しを行う(厚生労働省)

#### フェーズ4A

#### [新型インフルエンザに対する症例定義]

- ・ 新型インフルエンザに対する症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知する。(厚生労働省)

#### [疑い症例の診断]

- ・ 医療機関に対して、新型インフルエンザ疑い患者はトリアージ方針に従い指定医療機関において検査・診療を行うよう指示する。(厚生労働省)

#### [抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・ 各医療機関に対して、通常のインフルエンザ(H1N1, H3N2, B型)患者には、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう指導する。(厚生労働省)
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。(厚生労働省)

#### [医療体制の再確認]

- ・ 地域の医療機能維持の観点から、都道府県に対して、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者(疑い例を含む)の一般外来及び入院に対応しない病院を検討するよう要請する。(厚生労働省)

## フェーズ4B

### [医療機関の整備]

- ・ 新型インフルエンザ患者については、特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関において診療を行うよう都道府県に要請する。(厚生労働省)
- ・ フェーズ6Bを想定し、患者収容の活用を想定する大型施設、人員等を列挙するよう都道府県に要請する。(厚生労働省)

### [国内発生患者及び接触者]

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知する。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。(厚生労働省)
  - 新型インフルエンザ疑い症例の検体を地方衛生研究所へ送付し亜型の検査を行う。
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに隔離を行う。(厚生労働省)

## フェーズ5A

### [新型インフルエンザに対する症例定義]

- ・ ヒト-ヒト感染の新型インフルエンザに対する症例定義を明確にし、症例定義の変更があれば、随時修正を行い医療機関に周知する。(厚生労働省)

### [遺体収容能力の確保]

- ・ パンデミックに備え、都道府県に対し、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握の検討を要請する。(厚生労働省)

## フェーズ5B

(フェーズ5Aの対策を継続・強化)

## フェーズ6A

[新型インフルエンザに対する症例定義]

- ・ ヒト-ヒト感染の新型インフルエンザの症例定義の変更があれば、随時修正を行う。(厚生労働省)

## フェーズ6B

[患者の治療]

- ・ 以下のように、関係機関に周知する。(厚生労働省)
  - 新型インフルエンザ患者の入院措置の緩和に伴い、全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行うこととする。
  - 新型インフルエンザ患者疑いと診断された者に対して、発症48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬により治療を行うこととする。
  - 抗インフルエンザウイルス薬使用治療の優先順位を下記のとおりとする。
    - ① 新型インフルエンザ入院患者の治療
    - ② 罹患している医療従事者及び社会機能維持者の治療
    - ③ 罹患している医学的にハイリスク群の治療
    - ④ 児童、高齢者
    - ⑤ 一般の外来患者

[入院治療]

- ・ 患者の隔離を行わない。原則として全医療機関において新型インフルエンザ疑い患者に対する診断・治療を行う。(厚生労働省)
- ・ 入所施設等において集団感染が発生した場合の医療提供の手段を確保する。(厚生労働省)



- ・ フェーズ 3 Aにおいて作成した入院医療機関リストを基に、新型インフルエンザの入院患者の受入れを行うよう都道府県に要請する。(厚生労働省)
- ・ フェーズ 4 Bで列挙した、患者収容の活用を想定する大型施設、人員等について、都道府県に確認しておくよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 入院患者数、病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、利用可能な医療機関以外の大型施設のリストを作成し、入院患者の対応を行うよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 死亡者が増加した場合、火葬場の処理能力増加を要請し、一時的遺体安置所の活用を行うよう要請する。(厚生労働省)

==小康状態==

- ・ 都道府県に対して、医療の正常化へ向けた対応を進めるよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行う。(厚生労働省)

#### 後パンデミック期

- ・ 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行う。(厚生労働省)